

老齢基礎年金の受給開始年齢

老齢基礎年金は、原則として65歳から受け取ることができます。

繰上げ受給

希望すれば60歳から65歳になるまでの間に繰り上げて受け取ることができます。ただし、繰上げ受給の請求をした時点（月単位）に応じて年金が減額され（たとえば60歳時点では30%減額されます）、その減額率は生涯変わりません。また、減額された年金は、繰上げ請求した月の翌月分から受け取ることができます。

<繰上げ受給を請求する際の注意事項>

- ① 特別支給の老齢厚生（退職共済）年金【5ページ参照】の定額部分が一部支給停止されます。
- ② 65歳になるまでは、遺族厚生（遺族共済）年金と繰り上げた老齢基礎年金を同時に受け取することはできません。
- ③ そのほか、以下の点にご注意ください。
 - ・ 障害の程度が重くなった場合に、障害基礎年金を受け取ることができません。
 - ・ 寡婦年金を受け取ることができません。
 - ・ 国民年金に任意加入することや、保険料を追納することができません。
 - ・ 繰上げ受給を取り消すことができません。

繰下げ受給

希望すれば66歳以降から、繰り下げて受け取ることができます。繰下げ受給の請求をした時点（月単位）に応じて年金が増額され（たとえば70歳時点では42%増額されます）、その増額率は生涯変わりません。また、増額された年金は、原則として繰下げ受給の申出をした月の翌月分から受け取ることができます。

<繰下げ受給を請求する際の注意事項>

- ① 原則として、他の公的年金（老齢厚生年金を除く）を受け取る権利がある場合は、繰下げ受給ができません。
- ② 振替加算【4ページ参照】は増額の対象になりません。また、繰下げ待機期間（老齢基礎年金を受け取っていない期間）中は、振替加算を受け取ることができません。
- ③ 65歳に達した時点で老齢基礎年金を受け取る権利がある場合、70歳に達した月（70歳の誕生日の前日の属する月）を過ぎて請求を行っても増額率は増えません。増額された年金は、70歳までさかのぼって決定され支払われます。
 ※昭和27年4月2日以降に生まれた方が、令和4年4月以降に繰下げ受給の請求をする場合は、希望すれば75歳に達した月（最大で84%）まで増額されます。
- ④ 66歳に達した日以降の繰下げ待機期間中に、他の公的年金の受給権（配偶者が死亡して遺族年金が発生した場合など）を得た場合には、その時点で増額率が固定され、老齢基礎年金の請求の手続きが遅れても増額率は増えません。このとき、増額された年金は、他の年金が発生した月の翌月分から受け取ることができます。
- ⑤ このほか、低年金者に支給される年金生活者支援給付金、医療保険・介護保険等の自己負担や保険料、税金に影響がある場合があります。

* 繰下げ待機期間中は、繰下げ受給を行うか、65歳からの本来の老齢基礎年金をさかのぼって受け取るか、いつでも選択することができます。

繰上げ・繰下げ受給の受給率

（数字は%）

年齢	0カ月	1カ月	2カ月	3カ月	4カ月	5カ月	6カ月	7カ月	8カ月	9カ月	10カ月	11カ月
繰上げ受給												
60歳	70	70.5	71	71.5	72	72.5	73	73.5	74	74.5	75	75.5
61歳	76	76.5	77	77.5	78	78.5	79	79.5	80	80.5	81	81.5
62歳	82	82.5	83	83.5	84	84.5	85	85.5	86	86.5	87	87.5
63歳	88	88.5	89	89.5	90	90.5	91	91.5	92	92.5	93	93.5
64歳	94	94.5	95	95.5	96	96.5	97	97.5	98	98.5	99	99.5
65歳	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
繰下げ受給												
66歳	108.4	109.1	109.8	110.5	111.2	111.9	112.6	113.3	114	114.7	115.4	116.1
67歳	116.8	117.5	118.2	118.9	119.6	120.3	121	121.7	122.4	123.1	123.8	124.5
68歳	125.2	125.9	126.6	127.3	128	128.7	129.4	130.1	130.8	131.5	132.2	132.9
69歳	133.6	134.3	135	135.7	136.4	137.1	137.8	138.5	139.2	139.9	140.6	141.3
70歳	142	142.7	143.4	144.1	144.8	145.5	146.2	146.9	147.6	148.3	149	149.7
71歳	150.4	151.1	151.8	152.5	153.2	153.9	154.6	155.3	156	156.7	157.4	158.1
72歳	158.8	159.5	160.2	160.9	161.6	162.3	163	163.7	164.4	165.1	165.8	166.5
73歳	167.2	167.9	168.6	169.3	170	170.7	171.4	172.1	172.8	173.5	174.2	174.9
74歳	175.6	176.3	177	177.7	178.4	179.1	179.8	180.5	181.2	181.9	182.6	183.3
75歳	184（以降同じです）											

* 太枠内の受給率は、令和3年度に繰下げ受給の請求を行ったときには適用されません。

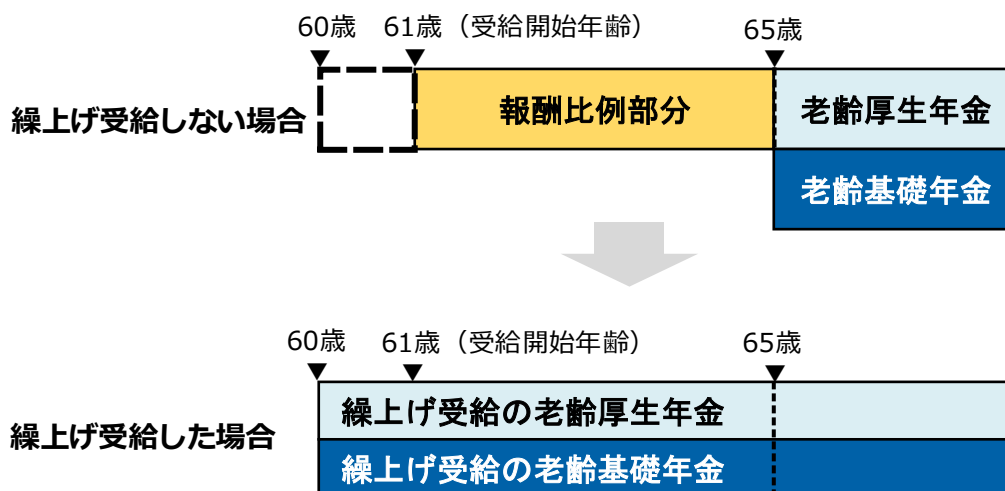
老齢厚生年金の繰上げ受給

昭和28年（女性は昭和33年）4月2日以降に生まれた方の特別支給の老齢厚生年金は、原則として受給開始年齢を迎えたときから受け取ることができますが、希望すれば60歳から受給開始年齢の前月になるまでの間でも繰り上げて受け取ることができます。

繰上げ受給の年金額

繰上げ受給の老齢厚生年金の年金額は、本来の受給開始年齢で受け取る額から、繰上げ請求日から本来の受給開始日までの月数ごとに**0.5%減額**されます。

（例）受給開始年齢が61歳の方が、60歳で繰上げ受給した場合



- 「繰上げ受給の老齢厚生年金」は、本来の年金額から6%（12カ月×0.5%）減額されます。
- 「繰上げ受給の老齢基礎年金」は、本来の年金額から30%（60カ月×0.5%）減額されます。

※長期加入者の方・障害をお持ちの方・船員または坑内員であった期間が15年以上の方が、繰上げ受給の老齢厚生年金を受け取る場合は、上記の年金額に加え、繰上げ調整額※を受け取ることができます。

※本来の受給開始年齢から受け取ることができる定額部分の年金額を、請求日に応じて按分した年金額。

<繰上げ受給の老齢厚生年金を請求する際の注意事項>

- ① 老齢基礎年金と併せて繰上げ受給の請求をする必要があります。（老齢厚生年金のみを繰上げ受給することはできません。）
- ② 繰上げ受給の請求をした時点（月単位）に応じて年金が減額され、減額率は生涯変わりません。
- ③ 65歳になるまでは、遺族厚生（遺族共済）年金と繰上げ受給の老齢厚生年金を同時に受け取ることはできません。
- ④ そのほか、以下の点にご注意ください。
 - ・ 障害の程度が重くなった場合に、障害厚生年金を受け取ることができません。
 - ・ 国民年金に任意加入することや、保険料を追納することができません。
 - ・ 繰上げ受給を取り消すことができません。
- ⑤ 日本年金機構と共済組合等から複数の老齢厚生年金を受け取ることができる場合は、すべての年金について同時に繰上げ受給の請求をしなくてははいけません。

老齢厚生年金の繰下げ受給

「65歳以降の老齢厚生年金」を受け取ることができる場合、66歳以降に繰り下げて請求することにより、増額された老齢厚生年金（たとえば70歳時点では42%増額されます）を、生涯にわたって受け取ることができます。増額された年金は、原則として繰下げ受給の申出をした月の翌月分から受け取ることができます。

繰下げ受給の申出を行うことができる方

65歳時点で老齢厚生年金の受給権がある方は、66歳の誕生日の前日以降に、繰下げ受給の申出ができます。

※65歳の誕生日の前日から66歳の誕生日の前日までの間に、障害給付や遺族給付を受け取る権利があるときは、繰下げ受給の申出ができません。ただし、「旧国民年金法による障害年金」または「障害基礎年金のみ」を受け取る権利のある方は、老齢厚生年金の繰下げ受給の申出ができます。

※66歳に達した日以降の繰下げ待機期間中に、他の公的年金の受給権（配偶者が死亡して遺族年金が発生した場合など）を得た場合には、その時点で増額率が固定され、老齢厚生年金の請求の手続きを遅らせても増額率は増えません。このとき、増額された年金は、他の年金が発生した月の翌月分から受け取ることができます。

＜繰下げ加算額＞

繰下げ加算額は、原則として65歳時点の老齢厚生年金額を基準として、受給の繰下げの申出をした時期に応じて、計算されます。

$$\text{繰下げ加算額} = (\text{繰下げ対象額} + \text{経過的加算額}) \times \text{増額率}$$

* 繰下げ対象額は、原則として65歳時点の老齢厚生年金額ですが、65歳以降に被保険者であった方の場合は、その被保険者であった期間に在職老齢年金制度を適用したと仮定した場合に受け取れる老齢厚生年金額です。

* 増額率は「繰下げ月数×0.7%」です。ただし、増額率には上限があります。

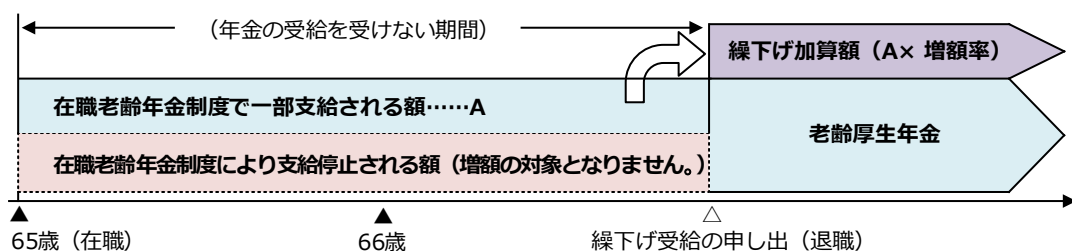
※令和3年度に繰下げ受給の申出をした場合は、希望すれば70歳に達した月まで増額されます（最大で42%）。

なお、昭和27年4月2日以降に生まれた方が、令和4年4月以降に繰下げ受給の申出をした場合は、希望すれば75歳に達した月まで増額されます（最大で84%）。ただし、昭和27年4月1日以前に生まれた方は、令和4年4月以降も70歳に達した月までの増額（最大で42%）となります。

＜繰下げ受給を請求する際の注意事項＞

- ① 加給年金額を受け取ることができる方が老齢厚生年金の繰下げを行った場合、その間、加給年金額も支払われません。また、繰下げをされても、加給年金額は増額されません。
- ② 繰下げ待機期間中の在職により支給停止される額については、増額の対象となりません。

＜イメージ図＞ 65歳以降も引き続き被保険者であった方の場合



- ③ 日本年金機構と共済組合等から複数の老齢厚生年金（退職共済年金）を受け取ることができる場合は、すべての老齢厚生年金を同時に繰下げ受給の請求をしなくてははいけません。
- ④ 65歳時点で「65歳以降の老齢厚生年金」を受け取る権利がある場合、70歳に達した月（70歳の誕生日の前日の属する月）を過ぎて請求を行っても、増額率は42%以上には増えません。増額された年金は、70歳までさかのぼって決定され支払われます。
- ⑤ このほか、低年金者に支給される年金生活者支援給付金、医療保険・介護保険等の自己負担や保険料、税金に影響がある場合があります。